

【解説及び具体的事例】

平成30年5月作成
11月改正

この規程は今からおよそ15年前に作成されたもので、当時は2校が合同チームになることしか想定になかった。そのため、最近では現状と文言とに微妙なずれが有り、解釈の違いが生まれてきている。

現在では2校が合同チームになるのは年々増えており、3校、4校が合同チームとなるケースも少なくない。規程は、その当時に深い意味を考えて作成されたため、規程自体を安易に変えるのではなく、文言を読み解くことで、共通理解をはかっていきたい。

○軟式野球競技の例を挙げて解説をします。

軟式野球では出場最低人数9人を下回った場合、合同チームを組むことができる。

組むことができる場合・・・○ 組むことができない場合・・・×
協議が必要・・・△

①A中学校6人、B中学校5人の場合・・・○

②A中学校3人、B中学校3人、C中学校3人の場合・・・○

③A中学校10人、B中学校4人・・・○

→規程アンダーラインに当てはまる。

④A中学校10人、B中学校4人、C中学校3人の場合・・・○

→規程アンダーラインに当てはまる。

⑤A中学校10人、B中学校4人、C中学校6人の場合・・・△

→規程アンダーラインに当てはまるが、B中学校とC中学校が合同チームとなれば解決することから、協議が必要となる。

⑥A中学校10人、B中学校9人、C中学校4人の場合・・・×

→規程アンダーラインに当てはまらない。C中学校がA中学校またはB中学校と合同チームになれば解決する。

⑦A中学校10人、B中学校9人、C中学校2人、D中学校3人・・・×

→規程アンダーラインに当てはまらない。C中学校、D中学校がそれぞれA中学校、B中学校と合同チームとなれば解決する。

⑧A中学校8人、B中学校3人、C中学校6人、D中学校5人・・・△

→規程アンダーラインに当てはまるが、例えばA中学校とB中学校、C中学校とD中学校がそれぞれ合同チームとなれば解決することから、協議が必要となる。